

株式会社クリーマ 定款

2022年5月26日

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社クリームと称し、英文では、CREEMA LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソーシャルコマース事業
2. インターネット関連事業
3. メディア事業
4. 各種イベント、セミナーの企画及び運営事業
5. 古物品の買取、販売、仲介及び輸出入業
6. 美術工芸品、家具、雑貨、装飾品及び衣料品並びにその素材の企画、制作、販売、仲介及び輸出入業
7. 化粧品及び食料品の企画、制作、販売、仲介及び輸出入業
8. 楽曲や出版物等の著作物の企画、制作、開発、売買、賃貸借及び管理
9. 知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡
10. 広告代理事業
11. システム及びデザインの受託製作業務
12. 宿泊業及び飲食サービス業
13. 不動産の売買、仲介、賃貸、保有、斡旋及び管理
14. 有料職業紹介事業
15. 各種コンサルティング事業
16. 各種投資業務
17. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日刊工業新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、23,904,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情

報について電子提供措置をとる。

- ② 当社は、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部を記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行

う。

- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役社長 1 名を選定する。また、取締役会は、その決議により取締役の中から専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第29条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。
但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年8月末日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払の提供の日から3年を経過して

も受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息は付けないものとする。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

③ 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

変更履歴

平成21年2月9日 作 成

平成21年3月3日 会社成立

平成21年6月2日 定款一部変更

平成27年6月1日 定款一部変更

平成27年6月17日 定款一部変更

平成28年5月17日 定款一部変更

平成28年10月6日 定款一部変更

平成30年1月16日 定款一部変更

平成30年5月23日 定款一部変更

平成30年11月28日 定款一部変更

平成31年1月11日 定款一部変更

平成31年3月26日 定款一部変更

令和元年5月 7日 定款一部変更

令和元年5月30日	定款一部変更
令和元年9月26日	定款一部変更
令和2年2月26日	定款一部変更
令和2年8月31日	定款一部変更
令和2年9月3日	定款一部変更
令和2年9月4日	定款一部変更
令和4年2月10日	定款一部変更
令和4年4月23日	定款一部変更
令和4年5月26日	定款一部変更